

学校におけるアレルギー疾患対応指針

長崎県教育委員会

平成28年3月23日 制定
令和4年4月8日 一部改正

1 趣旨

この指針は、学校におけるアレルギー疾患に対する緊急時の体制整備及び食物アレルギーに対応した給食の提供体制の整備を目的として、アレルギー疾患対応の基本的な考え方並びに県教育委員会及び県立学校における対応を定めるものとする。

2 アレルギー疾患対応の基本的な考え方

- (1) アレルギー疾患対応は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン『令和元年度改訂』（令和2年3月、公益財団法人日本学校保健会）」及び「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月、文部科学省）」（以下「ガイドライン等」という。）に基づくものとする。
- (2) アレルギー疾患のある幼児、児童、生徒の対応は医師の診断を基礎とするため、保護者等からの申し出を受け、対応をするに当たっては、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（以下「管理指導表」という。）の提出を求める。
- (3) 「ガイドライン」の内容に関する周知徹底や適切な緊急時対応を行うことができるよう、教職員等に対する研修の充実を図る必要があり、役割に応じた研修会の実施や研修時間の確保に努める。
- (4) 給食提供における事故防止の徹底のため、アレルギー疾患対応を踏まえた献立作成の配慮や給食の各段階におけるチェック機能を強化し、継続的に改善する取組を行う。
- (5) 緊急時対応の充実を図るため、積極的なアドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）（以下「エピペン®」という。）の使用を促すための措置を講じるとともに、学校の実況に応じた危機管理マニュアルの整備を行う。
- (6) 教育関係者のみならず、医療関係者、消防機関等の幅広い関係者が共通認識を持ってアレルギー疾患対応に当たることが重要であるため、関係者間、関係機関間の連携体制の構築等に努める。

3 県教育委員会における対応

- (1) アレルギー疾患対応についての方向性の明示
 - ①アレルギー疾患対応については、「ガイドライン等」や「管理指導表」を活用しながら、関係者が共通認識を持って対応に当たることが重要であることについて、県教育委員会内の共通理解のもとに、その推進を図る。
 - ②県教育委員会は、学校関係者、医療関係者、消防機関等の関係者と連絡協議会を設置し、管内の学校の調理場等の施設整備や人員配置、また、アレルギー疾患対

応についての情報共有や学校におけるアレルギー疾患対応の方向性について、定期的に協議する。

(2) アレルギー疾患対策の研修会の充実

①アレルギー疾患対策の研修会等について、一定の質を確保しつつ、管理職や教諭、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、調理員、その他給食関係者など、職種に関わらず、全教職員がアレルギー対応について学ぶ機会を提供する。

(3) 食物アレルギーに関する状況把握

①県教育委員会は、学校の食物アレルギーの対応状況等について調査を実施して、把握する。

(4) 市町教育委員会への支援

①市町教育委員会が、医療機関及び消防機関との連携体制の構築や具体的なアレルギー疾患対応ができるよう支援する。

②県教育委員会は、市町教育委員会に対して、アレルギーを発症し、医療機関を受診するなどの健康被害があったものについて、報告を求めて、その状況を把握し、適切な対応がなされているか検証し、助言する。

③県教育委員会は、市町教育委員会から、事故には至らなかったものの、場合によっては事故に直結したかもしれない事例、いわゆるヒヤリハット事例の情報を集約し、市町教育委員会へ改善策とともに周知を図る。

4 県立学校における対応

(1) 学校におけるアレルギー疾患対応の体制整備について

①学校での管理を求めるアレルギー疾患のある幼児、児童、生徒に対しては、「ガイドライン等」に基づき、「管理指導表」の提出を必須にするという前提のもと、管理職を中心に、校内の施設整備や人員配置を踏まえ、具体的なアレルギー疾患対応について一定の方針を定めること。

②校内のアレルギー疾患対応に当たっては、特定の職員に任せずに、校内委員会を設け、既存の委員会を活用して組織的に対応すること。具体的には、

- ・ 幼児、児童、生徒ごとの個別対応プランの作成
- ・ 症状の重い幼児、児童、生徒に対する支援の重点化（但し、調味料の使用や微量混入で症状が誘発されるなど、安全性の確保が困難と判断される場合は、弁当対応を考慮）などの取組を図ること。

③給食提供においては、安全性を最優先とする考え方のもと、

- ・ 献立作成から配膳までの各段階において、複数の目によるチェック機能の強化
- ・ 食物アレルギー対応を踏まえた献立内容の工夫
- ・ 食材の原材料表示
- ・ 誰が見ても分かりやすい献立表の作成

などの実施に努めること。

- ④アレルギー疾患のある幼児、児童、生徒が転学した場合には、保護者等の同意を得た上で、その幼児、児童、生徒の「管理指導表」を転学先へ送付すること。
- (2) 緊急時の体制整備について
- ①県教育委員会が作成した「アレルギー疾患緊急時対応マニュアル」を学校の状況に応じて工夫・改善して対応すること。
- ②緊急時対応に備えた校内研修の充実が必要であり、
- ・「エピペン®」の法的解釈や取扱いについての研修
 - ・教職員誰もが「エピペン®」使用を含めた緊急時対応のための実践的な訓練などに取り組むこと。
- ③最寄りの消防署とアレルギー疾患のある幼児、児童、生徒の情報の共有や緊急時の対応についての協議を行うなどして、連携体制の構築に努めること。
- 特に、「エピペン®」の処方を受けている幼児、児童、生徒が在籍している学校においては、保護者等の同意を得た上で、当該幼児、児童、生徒の情報を提供すること。
- (3) 保護者との連携について
- ①給食提供に際し、特に入学前においては、入学後に学校における適切な食物アレルギー対応ができるよう、学校や調理場の現状を保護者に理解してもらうとともに、食物アレルギー対応に関して、「管理指導表」の提出を必須とし、保護者からの十分な情報提供を求めること。
- ②安全性の確保を最優先とするために、弁当対応を行う場合は、保護者に対し十分な説明を行い、理解を得るとともに、日頃からコミュニケーションを密に図ること。
- ③アレルギー疾患のある幼児、児童、生徒の保護者に対しては、専門の医療機関に関する情報や、アレルギー疾患対応に関する資料を紹介するなど、必要に応じてケアを行うこと。
- (4) その他
- ①幼児、児童、生徒の発達段階を踏まえた上で、アレルギー疾患に関する指導に取り組むこと。

5 適用期日

この指針は、平成28年4月1日から適用する。

この指針の改正は、令和4年4月8日から適用する。